

平成23年9月22日提出

提出者 松山市議会議員 森 岡 功  
池 本 俊 英  
八 木 健 治  
中 村 嘉 孝  
武 田 浩 一  
上 杉 昌 弘  
猪 野 由紀久  
松 下 長 生

災害廃棄物の広域処理における国の対応等を求める意見書について

災害廃棄物の広域処理における国の対応等を求める意見書を次のとおり提出する。

記

災害廃棄物の広域処理における国の対応等を求める意見書

東日本大震災による倒壊家屋など大量の災害廃棄物について、福島、宮城、岩手の倒壊家屋などのがれきは約2,300万トンと推計されている。環境省は、4月に災害廃棄物の受け入れについて全国の自治体などに照会したところ、572の市町村・一部事務組合等が「受け入れ可能」と回答している。

しかしながら、6月以降、関東地方の廃棄物処理施設のごみ焼却灰から高濃度の放射性セシウムが検出され、宮城県で牛のえさになる稲わらから放射性セシウムが検出されるなど、福島県外での放射性物質による汚染問題が相次いで浮上し、環境省に受け入れ可能と回答した自治体に心配や不安が広がっているものの、被災地では、災害廃棄物の仮置き場への集積が進んでおり、これから本格的なリサイクル・処理を行う段階となっている。

こうした中、「被災地の一日も早い復旧・復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが必要であり、そのためには、全国の自治体の広域処理の受け入れ協力が不可欠である。」旨の広域処理の推進に係るガイドラインなどが国から示されている。

また一方で、国は、8月に関東の焼却灰から高濃度の放射性セシウムが検出されたことから、焼却灰の埋め立て基準を、6月に定めた暫定基準値の1キロあたり8千ベクレル以

下から、セメント固化など特殊な方法のもとで10万ベクレル以下まで引き上げた。

こうした取り組みは、国民の放射能汚染への懸念を広げ、現在においては、受け入れ拒否の姿勢を明確にしている自治体も少なくない状況となっている。

さらに、廃棄物処理法においては、放射性物質に汚染された廃棄物の具体的な処理方法等が規定されていないことが、今回のような極めて深刻な放射能に汚染された災害廃棄物の処理を遅らせる要因となっている。

よって、被災地の災害廃棄物の広域処理を進めるためには、受け入れ側の地方自治体や住民の理解が最も重要であることから、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 放射能による環境汚染及び放射性廃棄物の処分方法の確立等を含む具体的な法的整備を早急に行うこと。
- 2 国が安全に処理できるとしている放射性セシウムの暫定基準値を、科学的な知見を集め早急に見直すこと。
- 3 放射性物質に汚染された災害廃棄物の除染方法を確立し、国が責任を持って除染を行うこと。
- 4 受け入れた災害廃棄物に放射性物質が検出された場合、国が責任を持って説明責任を果たし万全の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣  
経済産業大臣  
環境大臣